

仕 様 書

1 業務名

救急自動車重点整備業務

2 履行期間

契約締結日から令和5年11月30日（木）までとする。

3 重点整備対象車両

	①篠路救急車	②八軒救急車	③手稲救急車
登録番号	札幌 800 た 2790	札幌 800 た 2788	札幌 800 た 2789
車名・型式	トヨタ ハイメディック CBF-TRH226S	トヨタ ハイメディック CBF-TRH226S	トヨタ ハイメディック CBF-TRH226S
車体番号	TRH226-0020775	TRH226-0020779	TRH226-0020771
初度登録年月	令和1年11月	令和1年11月	令和1年11月
保管場所	北消防署 篠路出張所 北区篠路2条 4丁目	西消防署 八軒出張所 西区八軒1条 東3丁目	手稲消防署 手稲区手稲本町 2条5丁目

4 重点整備内容

- (1) 札幌市消防局が所有する救急自動車（トヨタハイメディック）3台について、下回りの防せい加工を実施すること。この際、「内訳表」（別紙1）に記載されている部品を取り外した後に、さび落とし及び洗浄を実施すること。また、塩害防止性能の高い油性塗料を使用し、補機部品を含む下回り全体を塗装すること。
- (2) 取り外した部品は、新品又はリビルト品（トヨタ純正のものに限る。）を用意し取り付けること。また、作業に必要な各ホース、パッキン、ブッシュ、クランプ、ボルト、ナット、ピン、ワッシャー、ブラケット、ガスケット等のスモール部品及び補充用の油脂類は、受託者が新品を用意すること。
- (3) 重点整備に必要な全ての準備が完了したら、整備開始前に委託者の確認を受けること。
- (4) 工場入庫期間中に、委託者が整備状況確認のため必要と判断した場合には、一旦作業を中断し、委託者の確認を受けること。
- (5) 下回り防せい加工開始前と終了後に下回りの写真を撮影し、委託者に提出し確認を受けること。なお、委託者が必要と判断した場合は受託者の工場を実車を確認することがあるため、委託者の指示があるまで部品の取付けは行わないこと。

- (6) 重点整備実施場所への車両の搬送及び重点整備終了後の当市指定場所への搬出は、受託者が行うこと。
- (7) 車両引取時にライト、赤色警光灯、運転席メーター等の電気関係の作動確認を当市職員立合いのもと実施し、納車時も同様の確認をすること。この際、引取りから納車までに発生した不備が確認された場合は、受託者の負担により速やかに修理すること。

5 実施順及び作業期間

(1) 実施順

委託者が指定する順で実施する。

(2) 作業期間

ア 契約締結日から令和5年11月30日までの間で、1台につき10日間程度とする。

イ 原則、2台同時に作業しないこととする。ただし、部品メーカー等の都合により交換部品の調達が相当遅れる等、納期に影響を及ぼす場合は、委託者と協議の上、2台同時に作業させる場合がある。

6 完成検査

業務完了後は、「完了届」(別紙2)を提出し検査を受けること。なお、検査に不合格の場合は、委託者と協議の上、再度整備を実施しなければならない。

7 支払要件

当業務の支払は、検査に合格した後、30日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 整備期間内(車両の引取りから納車完了まで)において、万一交通事故が発生した場合は、受託者が一切の責任を負うこと。
- (2) 本業務における整備上の不良等に起因する不具合箇所が発生した場合は、受託者の負担により無償で修理を行うこと。
- (3) 重点整備に伴い追加整備の必要が生じた場合は、委託者の指示を受けてから実施すること。なお、委託者に連絡せずに実施した追加整備は、受託者の負担とする。
- (4) 重点整備により、新たに取り付ける部品及び車両から取り外した部品については、車両ごとにそろえ、項目ごとに写真を撮影し、委託者に提出し確認を受けること。
- (5) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努め、材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は委託者の指示によるものとする。

9 問合せ先

札幌市中央区南4条西10丁目
札幌市消防局総務部施設管理課装備係
Tel: 215-2030 担当者: 山本